

# ペルー憲法史における「共和国大統領」の誕生（一）

川畑 博 昭

## 目次

はじめに

### 第一章 独立宣言と国家形態論

第一節 独立後の「暫定規約」と「独裁的」統治

第二節 立憲君主派の思惑

(一) 独立当時の政治思想的潮流

(二) プロテクトールの国家構想

第三節 国家形態論における立憲君主派と共和派の攻防

(一) 立憲君主派の論拠

(二) 共和派の理念

第四節 立憲君主派の追放（以上、本号）

第二章 革命的状況下での統治形態論

第一節 憲法制定議会の開設とプロテクトールの辞任

第二節 憲法制定議会における統治形態論争

第三章 「共和国大統領」の誕生

第一節 一八二二年ペルー共和国政体基礎法における「共和制」の導入

第二節 初代「大統領」の選出とその背景事情

第三節 一八二三年憲法における「共和国大統領」の性格

おわりに

はじめに

ペルー憲法史上、大統領の再選が大きな政治的ポレミックとなった政権が二度存在した。一九一九年から一九三〇年までの「一一年間」のレギーア (Augusto B. LEGUÍA) 政権と、一九九〇年から二〇〇〇年までの「一〇年間」のフジモリ (Alberto FUJIMORI FUJIMORI) 政権である。両政権下では、大統領の再選を禁止する憲法規定が「再選」容認規定へと「改正」され<sup>(1)</sup>、それが達成されるや、さらなる再選<sup>(2)</sup>を目指す憲法改正や立法が行われた。このような再選問題の現れ方からして、両者をそれぞれ、「再選の一一年間」と「再選の一〇年間」と言っても過言ではないだろう。一期のみの再選から無制限の再選へと長期化したレギーア政権が、一九三〇年の軍事クーデタを招いたことへの反省から、一九三三年憲法は、大統領の再選を再び禁止するだけでなく、再選禁止規定そのものを改廃の

対象とすることまで禁じる「改正禁止条項 (Causula Petrea)<sup>(3)</sup>」を導入し、それは、その後制定される一九七九年憲法（二〇五条）<sup>(4)</sup>まで維持された。一九三三年憲法によって封印された大統領の再選問題は、レギーア政権から約六〇年を経て、一九九〇年に誕生するフジモリ政権下で再浮上するが、「再選」から「三選」への道を探ったその手法は、「レギーアの再来」とさえ言えるほど酷似していた。<sup>(5)</sup>だからこそ、フジモリ政権下での大統領再選問題に対し、ペルーの憲法学がそろって反対したことには、理由がなかったわけではない。ここでは、単に「主権者たる国民が決めること」とするフジモリ与党の論理は退けられ、大統領の再選を認めることは共和国大統領の「王冠なき君主 Monarca sin corona」化を容認することにつながることを主張されていた。つまりそれは、大統領の再選はペルー「固有の歴史・政治的文脈」の中で把握すべき問題であり、大統領の歴史的品格を、ペルーの独立が宣言された当初論争となった「国家形態」論と「統治形態」論を経て「共和制」の選択がなされた歴史的意味と併せて理解すべきであるというものであった。<sup>(6)</sup>この二つの政権においてのみ、大統領の再選が政治的ポレミックとなった事実は、ペルーにおける大統領制が「共和国大統領」の歴史的品格の問題として捉えられるべきことを示していると言わなければならない。

この点に関わって、二〇〇一年に夭折したペルーの憲法学者プランナス (Petro PLANAS SILVA) がペルーおよびラテンアメリカにおける「大統領制」について、次のように述べていたことは、改めて注目するに値する——「単一国家における大統領型共和制 República presidencial en un Estado unitario は、あたかもアメリカモデルの部分的模倣であるかのようである。厳密には、しかし、ラテンアメリカは君主制を否定したのち、大統領制を選択したのではなく共和制を選択したのである。それは単に、合議制型行政機関 Ejecutivo colegiado の設立といういくつかの試みが頓挫したのち、共和制として国家の編成にあたる際に、共和国大統領という機関 figura の下での独任型行政機関 Ejecuti-

「*tyo unipersonal*」を選択したに過ぎない。」(傍点は引用者)——。プラナスはこれに加え、議会制 *parliamentarismo* には「様々な形態 *variedades*」が見られるの対し、大統領制 *presidencialismo* に関してはアメリカ型の「純粹大統領制 *presidencialismo puro*」が語られるのみで、その他の形態を「模倣」または「混淆」と見なす基準を批判する文脈で、次のようにも述べる。「共和制という最初の選択は——ラテンアメリカにおいては——(共和国の)大統領の当然の導入 *automática adopción* をもたらしたが、これは、しかし、それゆえに何らかのモデルを採用したという、ことを意味したわけではなかった」(傍点は引用者)。プラナスのこのような指摘は、後述するように、アメリカの「大統領制」が大統領制の「範型」あるいは「成功例」と見なされているだけに、もう一つの「大統領制」の歴史的形態を示唆する。本稿の目的は、プラナスが言う共和国大統領の「当然の導入」の側面に着想を得て、ペルーの「共和国大統領」の歴史的性情を明らかにすることであるが、そのためには、「共和制」と「大統領」をそれぞれ生み出した議論と歴史的事実の意味を性格に把握しなければならない。前者が独立後の国家形態をめぐる立憲君主派と共和派の論争であるのに対して、後者は、独立戦争終結のための行政機関の性格をめぐる合議制か独任制かの統治形態論争である。結局のところ、独立戦争という建国をめぐる革命的状況の中での前者における「共和制」の選択は、それを救うための現実の必要性として大統領という独任機関を生み出した。まさに、プラナスのいう「当然の導入」である。

ところで、通常、アメリカが「大統領制」の「範型」とされるが、本稿はペルーにおける同名の「大統領 *Presidente*」を考察の対象とする以上、大統領制一般の特質とペルーの大統領について、本稿が依って立つ視座を一言しておく必要がある。アメリカにおける大統領は、何よりもまず「アメリカ合衆国大統領」として、その前提としての連邦国家がある。大統領は、合議体 *collegial* としての内閣を持たず、法律上の国家意思を決定し表示する行政府

が一人の人物から構成されている独任機関 *unipersonal* であり、行政権は大統領の一身に帰属する。大統領の選出方法には、複雑な間接選挙制によって実質的には直接選挙としての効果を生み出す公選制による。それを下支えするのが「厳格な権力分立」原理であることはよく知られているが、ここではアメリカ型大統領制の主たる特質を、右に述べたような意味において、さしあたり「連邦国家」、「独任機関」、「公選制」、「権力分立」の概念で捉えておきたい。

これに対しラテンアメリカの「大統領制」は、その発生史および制度的観点から、アメリカとは異なる特質をもつ。アメリカの大統領が「連邦国家」を前提としているのに対し、先に引いたブラナスが指摘するとおり、ラテンアメリカの大統領が「単一国家」たる「共和国」の大統領である点は、大統領そのものの性格付けの違いをもたらす。<sup>(12)</sup> 試みにペルーの「共和国大統領制」が、歴史的に獲得してきた特質を素描すれば、次のようになる。「共和国大統領」は、かつての「行政権の担い手」から、今日では国家元首および「国民の体現者 *personifica a la Nacion*」であり、大統領の行為に副署する国務大臣から構成される「内閣制度」は一八五六年憲法によって導入されて以来、今日では大統領と内閣が協働して行政権を担う。大統領は、かつては議会の任命によっていたが、同じ一八五六年憲法下での識字・財産要件に基づく制限選挙ではあったにせよ国民による直接投票により、第二次世界大戦以降は普通選挙によって選出される。こうしたラテンアメリカの統治制度を対象とする欧米の研究はしばしば、この地域を「立憲主義の失敗例」と位置づけ、その主因を当該地域が採用する「大統領制」に帰す一方で、<sup>(13)</sup> 既に触れたアメリカ型大統領制を唯一の「成功例」と前提する。ここには、同一の名称を持つ大統領をめぐって種々ありうる憲法史への目配りはない。

ところで大統領 *Presidente, President* は、その語源を「前 *in praes*」「座 *in sedeo*」者、すなわち統括する *presidens*

者を意味するラテン語の *praesidens* に求めるが、ここでの文脈においては、そもそも小さな村落の長に過ぎず、ローマ時代にはそれほど重要な機関と見なされていなかった *praesidens* が、「共和国」の大統領として導入されたことが重要である。したがって「統括者」としての *praesidens* の語源の意味は、——独立戦争を勝ち抜いた後の憲法によって規定されたアメリカの大統領とは異なり——ペルーにおいては、憲法制定以前の独立戦争をめぐる革命的状況の中で、全領土を解放し、独立を完全なものとする役割と期待とを込められていたことを示唆する。このことは、後に取り上げる統治形態論の中で（第二章第三節）、はつきりと見てとることができるが、このように、同じ「大統領」の名称を持ちながらも、アメリカの大統領が憲法制定後に行政機関として構想されていたことは対照的に、ペルーにおける大統領は、憲法制定以前の独立戦争を指揮・統括し乗り切るための、語源通りの統括者としての人物であった。この時点からして既に、両国における大統領の位置づけの違いは明白である。

こうした大統領が、ペルーにおいては「共和国大統領」となる背景には、当時、独立と君主制の否定が同時に達成されなければならぬし、両者がいわばコインの裏表と考えられていたことがある。独立宣言の後に、植民地支配によって既に経験済みの君主制の統治制度を、一つの主権国家としてどのように再構築するかの問題は、当時の独立指導者等が腐心し対応に苦慮した歴史的課題だった。<sup>(4)</sup> 国家形態をめぐる議論における立憲君主派と共和派の主張は、彼等のペルー社会と独立戦争をめぐる現状の認識を知る上で重要な視点を提供するが、憲法制定議会が実質的には共和派の多数によって占められていた事実は、一見、共和派が「勝利」したとの印象を与えるものであったことは否定し難い。今なお独立が達成されていない段階で開設された憲法制定議会が開設後、直ちに「主権的」と自己規定したことは、——そこでは、スペイン君主制への対抗的意味を見出すことは不可能ではないにせよ——独立戦争によって激動する時代状況の中で、如何にして戦争終結を主導しうる人物を見出すのかという現実の必要性

から、統治形態をめぐる議会内での議論を複雑なものとしたと言うべきであろう。

ラテンアメリカにとどまらず、<sup>(7)</sup>旧植民地において、独立戦争の勝利とそれによる対外的主権の確立なしに「独立」がありえなかつたことからすれば、ペルーにおける大統領誕生の過程は、多くの旧植民地国（それは今日、いわゆる発展途上国である）で「大統領」を擁する体制が採用された事実にとつて示唆的であろう。この意味において、植民地からの「独立」と「大統領」との間に不可分の関係が存在すると推定しうるのである。結局、憲法制定議会が共和派の多数によって占められたことは、一八二二年政体基礎法での共和制の採用と、一八二三年憲法における「共和国大統領」の導入をもたらしことになるが、いずれの場合においても、独立戦争という現実の政治状況が決定的要因となつた点は、念頭に置いておくべきであろう。こうして見ると、ラテンアメリカの「大統領制」が、建国の歴史と国家形態を異にするアメリカ型大統領制を「範型」としては捉えられるものでないことは首肯されると思われる。

さて、ペルーの独立が確定的なものとなるのは、一八二四年二月の「アヤクーチョの戦い」で独立解放軍がペルー副王軍を破つて以降のことであるが、本稿が考察の対象とするのは、一八二二年七月二十八日のペルー独立宣言から、「共和国大統領」を憲法上導入したペルー共和国最初の二八二三年憲法の制定までである。とはいえ、一度も発効することのなかつた同憲法の制定以降も、「共和国大統領」の憲法上の位置づけは現実の政治状況によって大きく左右されていくことになるが、<sup>(8)</sup>「共和国大統領」の誕をペルー憲法史の中で見出そうとする本稿の主題にとつては、ペルー共和国最初の二八二三憲法の制定までを考察の範囲とすることで十分であり、以下のような構成をとることになる。

まず「独立宣言と国家形態」と題する第一章では、<sup>(9)</sup>独立宣言後も続く独立戦争の最中で、ペルー独立解放の指導

者による「独裁的」統治のありようから、独立宣言後のペルーが置かれていた「革命的」状況を描く。そのような状況下で繰り広げられた立憲君主制か共和制かの国家形態論争を概観し、最終的には立憲君主派の主たる擁護者が国外追放される事件を見る。第二章では、独立をめぐる革命的状況への対応を迫られる現実の政治状況の下で、開設されたばかりの憲法制定議会における激しい議論を引き起こした統治形態論争を詳しく取り上げ、「共和国大統領」の誕生にとつての論争の意味と、論争の結果設置された合議制型行政府の歴史的意義に触れる。最後に第三章において、共和制の選択によつて国家形態論に終止符を打ったペルー共和国政体基礎法の規範構造を概観した後、現実の革命的状况が要求する必要性ゆえに「大統領」が誕生した事実を確認する。そして、これが一八二三年憲法によつて「共和国大統領」として導入される過程を描き、「共和国大統領」誕生に関わる国家形態論と統治形態論が有していた意味を探る。

## 注

- (1) レギーア政権下では、通常の憲法改正手続きによつて、同政権下で制定された一九二〇年憲法一一三条「大統領の任期は五年であり、他の大統領の一任期の経過後でなければ再選されることはできない」とする規定が改正され、一九二三年九月一日付法律四六八七号一条「大統領の任期は五年であり、一回に限り再選可能である」とされた。フジモリ政権に関しては、一九九二年四月五日にフジモリ大統領自ら、陸海空の三軍の支持の下に、それまでの一九七九年憲法を停止し、議会の解散、司法府の閉鎖を断行したクーデタの手法で、新憲法制定のために一九九二年一〇月に民主的憲法制定議会 Congreso Constituyente Democrático を召集し、同議会が一九九三年憲法を制定したことによつて、一九七九年憲法は最終的には廃止された。
- (2) レギーア政権下で一九二〇年憲法一一三条を改正した前掲注(1)の一九二三年九月一日付法律四六八七号一条は、一九二七



- 年一〇月四日付法律五八五七号一条によって、「大統領の任期は五年であり、再選されることができると、無制限の再選の解  
釈可能性を持つ規定へ改正された。一九七九年憲法の下で一九九〇年に誕生したフジモリ政権の場合には、一九九五年の「再  
選」を一九九三年憲法の下では「初当選」とあると「解釈すべし」とする一九九六年八月二三日付法律一六六五七号「有権的憲  
法解釈法 Ley de la Interpretación Auténtica」（Cf: *El Peruano*, 23 de agosto de 1996, Lima）の制定により、新立法の形式がとられた。
- (3) 一九三三年憲法一四二条は、「大統領の連続再選は存在しない。この禁止規定は改廃されてはならない。本規定改正もしくは  
廃止案の起草者もしくは起草者等、またはそれを直接もしくは間接的に支持する者は、事実上、それぞれの役職の行使を停止さ  
れ、永久にあらゆる公職への就任資格を剥奪されるものとする」と規定していた。
- (4) 同条は、「大統領の任期は五年である。再選には、他の大統領の一任期が経過していることを要する」と規定していた。
- (5) 実際、ペルーの憲法学からもこうした視角から、フジモリ政権下での再選問題に関する論考が公刊されていた。参照すべきも  
のとしては、次が重要である。Domingo GARCÍA BELAUNDE, “La reelección presidencial y la constitución histórica”, en Alberto  
OTÁROLA OENÑARANDA (Coordinador), *Reelección presidencial y Derecho de Referéndum*, Fundación Hanns Seidel, Lima, 1997, pp.37  
y siguientes; Pedro PLANAS SILVA, *Democracia y Tradición Constitucional en el Perú*, Editorial San Marcos, Lima, 1998, pp. 379 y siguien-  
tes.
- (6) 以上については、大統領の再選問題からペルーの実体的統治構造として「大統領中心主義 *Presidencialismo*」をペルー固有の文  
脈で明らかにすることを試みた、拙稿「ペルーにおける『大統領中心主義』の統治構造——大統領の再選問題を手がかりに——  
(一)〜(三)・完」、『法政論集』第一九三号〜一九五号(二〇〇二年〜二〇〇三年)、一四七〜一八七頁、二三七〜二七七頁、二  
三三〜二六八頁を参照されたい。ペルー憲法史における「共和国大統領」の誕生の過程を追う本稿は、したがって右論文の歴史  
的前提を明らかにする意味を持つ。さらに一九三三年憲法においてペルー憲法史上初めて、「共和国大統領」の性格が「国民の  
体现者」(同一三四条)と規定されたことに着目すれば、本稿での作業は、「共和国大統領」そのものの歴史の変容を明らかに

する、今後筆者に残されているもうひとつの課題へと架橋する意味がある。

- (7) ベルーは言うまでもなく「ラテンアメリカ Latinamerica (America Latina), Latin America」を構成する国家であるが、ここで本稿でしばしば使用する「ペルーおよびラテンアメリカ」という言い回しに関して、筆者なりの見解を簡単に示しておきたい。通常、地理的位置を指し示す日本語の用語として使用されるのが「中南米」であるのに対し、「ラテンアメリカ」は文化的概念だとされる。後者については、一八六〇年のナポレオン三世によるメキシコ支配の際にフランスにおいて、「新大陸」すなわち中南米を意味する概念として使用されたものであり、したがってここには、フランス植民地であったハイチも含まれる。その他、イベリア半島諸国（スペインおよびポルトガル）による旧植民地諸国のみを指す「イベロアメリカ Iberian America」<sup>1)</sup>、ここからポルトガル植民地であったブラジルをのぞいた「イスパノアメリカ Hispanoamérica, Hispanic America」などの概念も存在する。それぞれの概念によって捉えられる対象は異なってくるが、憲法史的観点からは、ここではフランスとピレネーを越えたイベリア半島諸国との相違をどの程度重要視するのかが重要である。この点、日本におけるラテンアメリカ法のそれぞれ第一人者である中川和彦氏（経済法）や奥山恭子氏（家族法）は、「ラテンアメリカ」の名称に便宜的使用以上の意義を認める（中川氏の見解については、参照、中川和彦「ラテン・アメリカにおける法の統一」『二橋論叢』第53巻第6号、52頁以下、同「ラテン・アメリカ法・緒論」『成城法学』第二号（一九八二年）、二〇一頁以下、同「ラテンアメリカ法の基盤」千倉書房、二〇〇二年。奥山氏については、黒木三郎・奥山恭子「資料ラテンアメリカ諸国における法および法学界の現実と動向」『比較法学』第七卷一号（一九八三年）、一〇九頁以下、奥山恭子「第六章 発展途上国の法秩序——ラテン・アメリカを中心に——」黒木三郎編『法社会学』（青林書院、一九八九年）、一四九頁を参照されたい）。例えば、中川、前掲書（二〇〇二年）、七頁では、ラテンアメリカ諸国の法制が「大ざっぱに言えば大陸法系に属し、「厳密に言えば」フランス法系に属し、フランス、イタリアなどの「ラテン系」諸国から大きな影響を受けていることを以って、その根拠としているようである。こうした法系論的視点からは、イベリア半島諸国の法制史をひもとけば、確かに、ラテンアメリカにおけるフランス憲法の影響は随所

に見て取れるし、何よりも「アングロサクソン」との対抗図式の中では有効たりうるだろう。しかしながら、国家の組織原理と権利保障を「近代憲法」原理の本質的構成要素と把握し、とりわけ前者に「権力分立」を想定する一七八九年フランス人権宣言一六条を典型として描く傾向が強い日本の憲法学における議論状況からすれば、筆者はやはり、フランスとイベリア半島諸国とを同視することには慎重でなければならぬと考える（イベリア侵攻の際にナポレオンが自国軍を鼓舞するために述べた「ビレネーを越えたらアフリカだ！」という言葉は、「ラテン」系諸国における憲法史の次元での境目としての「ビレネー」の重要性を示唆する）。

こうして見ると、それぞれの概念はどの次元で「ラテンアメリカ」諸国の憲法史を捉えるかという方法上の問題となるが、さしあたり本稿においては、フランスとは異なる視点を含む「イベロアメリカ」概念が念頭に置かれている。ただこの場合も、その内部でのブラジル憲法史の独自性（主権国家としてのブラジルは——他のスペイン系諸国とは異なり——帝政として独立を達成したが、これには、ナポレオンのイベリア侵攻におけるポルトガル王室のブラジル移転という歴史的事実がとりわけ重要であった。参照、後掲注⑴。）に目を向ける時、「イスパノアメリカ」とブラジルとの相違まで排除するものではない。以上の点を前提にした上で、本稿では用語上の混乱を避けるために、便宜的に日本でもなじみの深い「ラテンアメリカ」という用語を「イベロアメリカ」と同義という含意で用いることにする。ラテンアメリカをペルーという国家を通して認識することの方法的意味については、拙稿、前掲注⑴（一）、二〇〇二年、一五五頁の注⑴を参照されたい。

- (8) Pedro PLANAS SILVA, *Regímenes políticos contemporáneos*, Fondo de Cultura Económica, Lima, 1997, pp.37-38.
- (9) Pedro PLANAS SILVA, op. cit.(1997), p.70.
- (10) 参照、樋口陽一『比較憲法（全訂第三版）』（青林書院、一九九二年）、三六三頁以下。その他、松井茂記『アメリカ憲法入門（第五版）』（有斐閣、二〇〇四年）、斎藤敏『アメリカ大統領論』（理想社、一九五三年）も参照。
- (11) 参照、大須賀明ほか編『憲法辞典』（有斐閣、二〇〇一年）、三六三頁「独任機関」（大須賀明執筆）。

- (12) もっとも、かつてスペインの植民地であったメキシコ、ベネズエラ、アルゼンティンは連邦共和制を導入しているが、これについては、「旧植民地の自治的伝統の全てを欠くにもかかわらず」と評されるように (Cf. Pedro PLANAS SILVA, op. cit. (1997), p.37)、ラテンアメリカにおける大統領の性格を捉える観点からは「共和国大統領」と同質のものと捉えるべきである。
- (13) 例えば、Keith S. ROSENTHAL, "The success of Constitutionalism in the United States and Its Failure in Latin America: An Explanation", in *University of Miami, Inter-American Law Review*, Vol.22, No.1, Fall; Juan LINZ and Arturo VALENZUELA (ed), *The Failure of Presidential democracy The case of Latin America* (Volume 2), The Johns Hopkins University Press, Baltimore and London, 1994.
- (14) このことは、ペルー独立宣言直後の法令の文言からもわかる。例えば、解放された地域の行政区画を定めた一八二二年二月一日付「暫定規定」(二二条) および独立宣言後のペルーにおける統治について定めた「暫定規約」(一八二一年一〇月八日付法律、第五部一条) に見られるように、各県に置かれた長を *presidente* と称していた。
- (15) それでも、アメリカ合衆国憲法制定当時、合衆国大統領とイギリス君主との類似性が批判的となったことは、A・ハミルトン/J・ジェイ/J・マディソン (斎藤眞/武則忠見訳) 『ザ・フェデラリスト』(福村出版、一九九八年)、三二七頁以下の、ハミルトンの手による大統領に関する一連の論考から窺える。
- (16) 例えば、前掲注(14)の「暫定規定」一八条においては、「自由や既に宣言された独立の諸原理、昨年九月八日以降制定された決定 *decretos*、ならびに現時点で獲得されていることさらに反しないあらゆる法律、命令、ならびに規則は、それらが当該の国家機関によって廃止されない限りは、効力を有するものとする」と規定されていた。ここから、「独立」といっても、国家制度が一夜にして激変したのではなく、こうした規定を介在させつつ、旧体制から新体制への「軟着陸」がはかられたことが推測できる。
- (17) ラテンアメリカの中でもブラジルは、他のスペイン系植民地とは異なり、ナポレオンのイペリア侵攻に際してポルトガル王室がブラジルへ移転したことから、一八二二年に帝国として独立し、一八八九年に皇帝を廃止することによって、一八九一年憲

法によってようやく連邦共和制を採用した。

(18) 一八二三年憲法によって「共和国大統領」が導入されて間もなく、憲法制定議会とペルー共和国大統領が立をめぐり激しく対立し、ある時期には一国に大統領が二人存在するという事態が生じた。こうした動きがきっかけとなり、結局、一八二三年憲法廃止後に制定される一八二六年憲法では、「終身大統領」制が導入された。この憲法は通称「ポリーバル憲法」と言われるように、サン・マルティンに代わってペルーの独立戦争を指揮していたシモン・ボリーバルを「君主」化する狙いがあった。

(19) ここで本稿が依拠した文献について、若干の説明をしておきたい。ペルーの独立一五〇周年を記念して、一九七一年、「ペルー独立一五〇周年全国委員会」によって、ペルーの独立に関する文書が「ペルー独立文書全集」として編纂・公刊された。憲法制定議会開設後に関する部分については、「全集」第一五部の第一巻から第三巻に収録されており、本稿の第二章以下の叙述はこれに基づいている。ところがそれ以前のものとなると、資料そのものがペルー国内の諸機関に分散していることに加え、それへのアクセスが困難であるという事情のために、本稿第一章の叙述はやむを得ず、バサドレ (Jorge BASADRE、一九〇三—一九八〇年) の手による次の二冊に依拠せざるを得なかった。Jorge BASADRE, *La iniciación de la República (Tomo primero)*, Fondo Editorial Universidad Nacional Mayor de San Marcos, Lima, 1929; *Historia de la República del Perú 1822-1935 Séptima Edición Corregida y Aumentada*, Editorial Universitaria, Lima, 1983 (この初版は一九三九年であり、筆者の手許にあるのは、バサドレ没後の一九八三年に公刊された一巻から成る第七版である)。バサドレは、二〇世紀のペルーを代表する歴史家であり、法制史学の学位も持つ法律家でもあった。一九八三年の『ペルー共和国史』はペルー史の古典的書物であり、ペルーの憲法学においても同様の位置づけがなされている。現在のペルー憲法学を代表するガルシア・ベラウンデは、「20世紀におけるペルー立憲主義」と題する論考の中で、『ペルー共和国史』を「歴史的背景の理解のためには、計り知れないほどの重要性を持つ」と評価し、彼自身が「研究が蓄積されてこなかった領域」と述べるペルー憲法史の基礎文献にあげている (Cf. Domingo GARCÍA BELAUNDE, "El Constitucionalismo Peruano en la Presente Centuria", en *La Constitución en el péndulo*, Editorial UNSA, Arequipa, 1996, pp.32-33.)。

(20) ここに「独裁的」というのは、主としてサン・マルティンが独立宣言後に主権の構成要素たる立法権および行政権を一手に集中していた側面を指してのことである。それは、サン・マルティンが、プロテクトールを退任するに際して、彼自身が開設した「主権的」憲法制定議会と自らの存在とが両立し得ないものであると述べた点からも窺える(第二章第二節参照)。このことは、未だ全土が解放されていないという当時の政治状況が逆に、そのような統治手法を要求するものであったと見ることもできる。

## 第一章 独立宣言と国家形態論

### 第一節 独立後の「暫定規約」と「独裁的」統治

ペルーの独立は一八二一年七月二十八日、サン・マルティン(José de SAN MARTÍN)<sup>(1)</sup>が発した有名な宣言から始まる——「ペルーはこの瞬間から、神が擁護する人民の一般意思 voluntad general de los pueblos およびその目的の正当性 justicia de su causa によって、自由かつ独立となる。」。しかしこの独立宣言にもかかわらず、いまだスペイン王党派の軍との抗争が続いていたペルー国内の実態からすれば、それは、首都リマをはじめとした一部地域のスペイン王党派軍からの解放の「宣言」に過ぎず、同時に、ペルー独立戦争の本格化の始まりでもあった。<sup>(2)</sup>そして独立宣言から六日後の一八二一年八月三日、サン・マルティンは「プロテクトール Protector」の称号を付与され、<sup>(3)</sup>以後、ペルーの国旗および国歌の制定、独自の行政体制の確立、独自通貨の発行、国立図書館の建設などに着手し、新たに誕生

しつつあるペルー国家は、これらを全て、「サン・マルティンから受け取った」<sup>(4)</sup>のであった。

ペルーの独立が宣言された二ヵ月後の一八二一年一〇月八日、サン・マルティンは、「暫定規約 *Estimio Provisional*」<sup>(5)</sup>（以下、「規約」と略記）を制定し、独立宣言後もなお国内に敵が存在し、独立戦争が繰り広げられている「革命的状况」<sup>(6)</sup>におけるペルーの統治形態を、暫定的規範として次のように定めたのであった。

「規約」制定におけるサン・マルティンの意図は前文において詳らかにされている。まず「規約」の有効期間を、「国家の恒常的な憲法が制定されるまで、既に解放された諸県にとつて最良の体制を確立」し、そして、「国内に敵が存在し、人民が自らの統治という最初の観念を確立するまで」、「規約」の暫定的性格を述べる。その上でサン・マルティンは、「私が国家の指揮権を統括管理するものとする *administraré poder directivo*。これらの権能は決して同一ではないが、立法権および執行権と類似のものである。しかしながら私は、いかなることがあろうと、厳肅なる司法的機能に介入することは差し控えるつもりである。なぜなら司法の独立こそ、人民の自由にとつての唯一かつ真の保障であるからである」（傍点は引用者）と述べ、立法権および行政権に類似の統治権が彼の一身に帰属することを宣言したのであった。これは、依然として「国内に敵が存在し」、「国家の恒常的な憲法制定まで」と時限的性格づけを与えられていたにせよ、「革命的状况」の下で、サン・マルティンによる「独裁的」統治を規範的に認めるものであった。

そのような「最高指揮権 *suprema potestad directiva*」は、「当分の間 *por ahora*」、プロテクトールに存するものとされ、その権能の根拠は、状況の必要性、理性の力、公共善にあるとされた（第二部一条）。またプロテクトールは陸海軍の最高司令長官として軍編成権をもつほか（同一条および四条）、課税権（同三条）、通商・貿易に関する取決（同五条）、行政改革および雇用政策に関する権能（同六条）、通貨の刻印に関する権能（同七条）、外交に関する

権能(同8条)が定められている。これは、このような広範な権力を有したサン・マルティンについて、「真の独裁を引き受けた *asumiendo una verdadera dictadura*」<sup>(8)</sup>といわれるゆえんである。

他方で、サン・マルティンのそうした「独裁的」統治は、「国家評議会 Consejo del Estado」という合議制の諮問機関に支えられていた。「国家評議会」については、「規約」第四部で次のように規定されていた。「国家評議会」は一二名の個人から構成され、三名の國務大臣のほか、最高裁判所長官、統一軍指揮官将校、貴族がそれを務めるものとされていた(第四部一条)。そしてその役割については、解決困難な問題に関する討議における政府への意見書の提出、プロテクトールによる改革計画の検討、最大限公善を考慮した上で行う右計画に対する異議申し立ての作成、国の繁栄にとつての政策提言である(同二条)。また国家評議会はプロテクトール官邸で会議を行うものとし、プロテクトールは、解決困難な問題についての諮問および討議がなされた後、それについて決定を行うべく、必要な場合には評議会の会議に参加するものとされた(同3条)。さらに「国家評議会」は投票によらずに秘書官を任命し、彼が開催される会議の議事録を作成し、二条の規定に従い草案の起草を担当する(同四条)。「国家評議会」は、必要な場合には必ず開催されるものとし、交渉の緊急性が会議の増減を決する規則となる(同五条)。「国家評議会」に関するこれらの規定に加え、プロテクトールは、課税する場合には「国家評議会」に諮らなければならず(第二部三条)、特使および領事の任命ならびに条約の締結に関しても、「国家評議会」への諮問がプロテクトールには要求された。

サン・マルティンが「人民の自由のための唯一かつ真の保障」として、その独立を尊重した「司法権」については、第七部で規定された。司法権 *poder judicial* は最高裁判所 *alta cámara de Justicia* およびその他の下級裁判所 *de más juzgados subalternos* が行使するものとし(第七部一条)、さらには「かつてアウディエンシアの名称で有してい



た同様の権限は最高裁判所に属し、同裁判所はさしあたり、外交官および公務員の民事および刑事訴訟を審理することが定められた（同二条）。その他、各国家機関の長たる国務大臣（第三部）、各県の長 *Presidente*（第五部）、地方公共団体（第六部）ペルー市民（第九部）について、それぞれ規定していた。

「規約」は文字どおり、スペインからの「独立」を目指した戦争が繰り広げられている「非常事態」の中で、国家権力の正統性が確立されていない段階でのペルーにおいて、サン・マルティンの「独裁的」統治への法的根拠を与えるいわば「革命政府」的法規範だったといえる。その意味において、権力の正統性を「国民」に求めることができた後の憲法制定議会における状況とは、憲法的意味は異なると言わなければならない。だからこそ、「国家の恒常的な憲法が制定されるまでの間」という限定を付さなければならなかったのである。「国家評議会」には、プロテクトールが考案した改革案にどれほど「異議申し立て」の権限が付与されていたとしても、諸問題を「決定」する権限を有さなかった以上、プロテクトールの「独裁的」統治に対する「抑制」機関としてよりは、「諮問」機関として補佐的 성격の強いものであったと解する余地がある。同時にしかし、「国家評議会」の設置とその役割規定の事実からは、後に見るように「恒常的な憲法」の制定前に「共和国大統領」の地位が設けられ、その後憲法規範上「内閣」が設けられていくペルー型統治形態の規範的および実体的基礎が見て取れるのである。

注

(1) アルゼンティン出身の軍人であり（一七七八—一八〇五年）、——シモン・ボリーバルと並んで——ラテンアメリカ独立の英雄のひとりである。以下の行論に見るように、彼は、ペルーの自由と独立を擁護するプロテクトール *Protector*（保護官）の称号を得て、立法権および行政権を一身に受けるかたちで「独裁的」権力を行使し、ペルー独立戦争を指揮し、独立後、主権国家と

してのペルーの統治の編成に関して、少なからぬ影響を与えた人物である。

(2) この点に関して、参照 Jorge BASADRE, *La iniciación de la República (Tomo primero)*, Fondo Editorial Universidad Nacional Mayor de San Marcos, Lima, 1929, p. 29 y siguientes.

(3) 参照、前掲注<sup>(1)</sup>。

(4) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p.2.

(5) 本規約の条文は Domingo GARCÍA BELAÚNDE con la colaboración de Walter GUTIÉRREZ CAMACHO, *Las Constituciones del Perú (Edición oficial)*, Ministerio de Justicia, 1993 所収のものを使用した。

なお estatuto の法形式をよつたものに、一八〇八年バイヨンヌ憲法、Estatuto de Bayona、一八三四年のスペイン王室法 Estatuto Real、現在ではスペインの各自治州がもつ自治憲章 Estatuto があるが、制定された各歴史的段階での固有の事情ゆえに、その性格は一樣ではない(それぞれ、バイヨンヌ憲法はナポレオンによって制定され、その後制定される一八二二年カデイス憲法の基礎を成し、王室法は国王によって欽定された憲法であり、自治憲章は連邦制における「州憲法」的性格を持つ)。Estatuto は通常、あらゆる法律、規則、命令を意味するが、「憲法 Constitución del país」を意味する場合もある(Cf. Guillermo CABANELLAS, *Diccionario enciclopédico de derecho usual Tomo III D-E-24. edición revisada, actualizada y ampliada*, Editorial Helasia, Buenos Aires, 1996, p.583.)。Estatuto Provisional は統治原理および市民の諸権利について規定しており、少なくともいわゆる「実質的意味の憲法」に属すると解することはできる。他方で、「国家の永続的な憲法の制定までの間」と時限的に自己規定をし、終局的な「国家形態」について定めたものではない以上、「国家の基本法」としての「憲法」と見なすことは困難であり、むしろ、後に制定される「憲法」の基層を成すものと見るべきものであろう。

(6) 植民地から脱するための独立戦争は、独立国家内での内戦とは異なり、植民地人民の抵抗権または革命権に基づいて宗主国による支配体制を転覆させ、自らの国家を建設する試みであることから、常に「革命的状況」である。植民地化を行う主体とし

ての列強には、当然のことながら、この種の悩みはない。

(7) ペルー独立解放軍総司令部が置かれたウアウラ Huaura（ペルー共和国首都リマから北方約一五〇キロのところ）に位置する現在のリマ県を構成するウアウラ郡に該当する）でサン・マルティンが制定した一八二二年二月一二日付暫定規定は、当時既にペルー独立解放軍の下に置かれていた領土の区画と、自由な市民による中央政府の設立までの行政形態について定めるものであった。これによって、既に解放された地域は、トゥルヒーリョ、タルマ、ウアイラス、コスタの4つの県 departamentos に分割されていた。なお同規定（このころは「Domingo GARCÍA BELAÚNDE con la colaboración de Walter GUTIÉRREZ CAMACHO, *Las Constituciones del Perú (Edición oficial)*, Ministerio de Justicia, 1993, p.71-74 に再録されているもの）を使用した。

(8) Manuel VICENTE VILLARÁN, "I. Reseña Histórica de las Constituciones del Perú (Lima, octubre 5 de 1916)", en *Lecciones de Derecho Constitucional, revisión, prólogo y notas de Domingo GARCÍA BELAÚNDE*, Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1998, p.483.

(9) 植民地時代に副王とともに国王の権威を「分有」するものとして、植民地に置かれた司法機関で聴訴院とよばれるものである。アウディエンスシアは、本国スペインに置かれ、新大陸のスペイン領およびフィリピンたる「インディアス」のあらゆる事項について国王を補佐する官僚組織であったインディアス枢機会議に直属するものとされ、しばしば副王の権力を牽制する役割を担ったとされる。

## 第二節 立憲君主派の思惑

### (一) 独立当時の政治思想的潮流

スペインからのペルーの独立がまだ確たるものになっていなかった一八一〇年以降<sup>(1)</sup>、のちに国家形態をめぐる

激しい論争を展開するいくつかの思想的潮流が存在した。ペルーの憲法史は、王党派と独立派の対立から、独立派内における国家形態論をめぐる立憲君主派および共和派の対立、そして共和派内の統治形態論をめぐる対立のように、政治思想的な様々な勢力が複雑に交錯するなかで、一つひとつの政治的決定がなされていたことを教えてくれる。したがって、ここでは、そうした政治思想的潮流を簡単に整理しておきたい。

第一に、絶対主義的または復古的旧体制支持派であり、一八一〇年の憲法制定議会によって制定された一八一二年カデイス憲法の公然たる、または隠れた敵と宣言される人物から成るグループである。<sup>(1)</sup> こうした思想は、その後のペルーにおいて日の目を見ることはないものの、当時のペルーにおいては依然として植民地時代の「遺制」が存在したことを示している。

これに対し、無制限かつ無条件の独立を求める独立派があり、最初は少数派に過ぎなかったものの、最終的に「ペルー共和国」の実現を果たした政治勢力である。ここには、のちに初代ペルー大統領となるリバーアグエロ (José de la RIVA-AGÜERO) や、その後開設されるペルー史上初の憲法制定議会の議員であり「ペルー最高統治評議会」のメンバーに選出されるベガ・デル・レン伯爵 (conde de la Vega del Ren) に代表されるものである。

最後に「第三の立場 (tercera posición)」として、伝統的副王領制に対しては改革主義的性格であるものの、宗主国との紐帯を切断することを目指す独立派に照らせば保守的な性格を有する両者の中間に位置した勢力が存在する。ここでは、立憲君主制などの様々な折衷形態が模索されており、それは、ペルー独立のためにリマ入りをしていたサン・マルティンが、スペイン人の王を戴いての立憲君主制によって、スペインとの「和解」を通じたペルー独立を構想していた例に典型的に示される。この「第三の立場」こそ、国家形態の選択の場面で共和派と激しく争う勢力である。

三世紀にわたるペルー副王領の歴史からしても、ペルーの国家形態が立憲君主制の方向へ進んだとしても不思議ではなかったにもかかわらず、なぜ「ペルー共和国」が誕生したのか。この問いを解くには、種々の場面で展開された立憲君主派と共和派の論争を見る必要がある。なぜなら、ここでは、バサドレが述べたように、ペルーの主権国家としての独立の「地政学史的な諸要素 *elementos histórico-geográficos* は連続性の原理を現し、政治哲学的な要素 *elemento filosófico-político* は変容の原理を示している」<sup>(6)</sup>（傍点は引用者）ことが看取できるからである。

## （二） プロテクトールの国家構想

かつてベルナレス (*Enrique BERNALES BALLESTEROS*) は、一九九〇年代のフジモリ政権下での大統領の再選問題を論ずる文脈でのことであるが、「統治制度 *sistema de gobierno* の本質、性格、属性からして、懸念すべき前例は独立時に提起されたペルーは君主制か共和制かという議論であった」<sup>(7)</sup>と述べ、「立憲君主制すなわち統治者としての君主の存在 *monarquía* は、ペルーの解放者であるサン・マルティン自身の中にはペルーにおけるもつとも実現可能な移行形態として映っていた。サンチェス・カリオンやルナ・ピサロを筆頭とする共和派の論理はそれとは反対のものであり、君主制は、独立によつて封じたはずのネポティズムに酷似していた」<sup>(8)</sup>と指摘していた。それゆえ、独立宣言以降「独裁的」統治を行ったサン・マルティンは、ペルーにおける典型的立憲君主制論者と見なされており、彼が抱懐していた君主制の国家構想の推進こそ、立憲君主派の理想をもつとも高揚させるものとなっていたのである<sup>(9)</sup>。そのことは、以下に述べる事実の中に看取できる。

一八二〇年九月二〇日、ペルーの独立をめぐる副王軍と独立派との独立戦争の最中、サン・マルティンは不要な犠牲者を回避しようとの確信をもち、ミラフローレス *Miraflores* へ数名の代理を派遣し、当時の第三九代ペルー副王

ペスエラ (Joanquín de la PEZUELA Y SÁNCHEZ)<sup>(10)</sup>との交渉にあたらせる。この会談で八日間の休戦協定が締結されるが、ここにおいてはじめて、サン・マルティンに象徴される君主制構想が独立後のペルーの国家構想として内々に表明されたといわれる。しかしペスエラがかたくなにペルーの独立を峻拒し、「ミラフローレスの会談」は頓挫したことから、一月六日にリマの諸隣県は副王に対し、早急な平和的解決のための妥協を模索すべきであるとする嘆願書を地方議会に提出し、同議会はこれを副王へ回付した。にもかかわらず一八二一年一月二十九日、軍事的資質に欠けることを理由に、ペスエラは軍によって失脚させられる。その後、二月二十九日にトーレ・ブランカ Torre Blanca において交渉が再開されるものの、ここでも成果はまったく見られなかった。

一八二一年五月十八日<sup>(11)</sup>、スペインから派遣されていた海軍指揮官のアブレウ (Manuel ABRÉU) の肝煎りでブチャウカ Punchauca において交渉が再開され、サン・マルティンとペスエラの後継者として副王に就いた第四〇代ペルー副王ラ・セルナ (José de LA SERNA)<sup>(12)</sup>との「歴史的会談」が行われた。サン・マルティンはそこで、君主派と独立派の双方からの代表一名ずつによる摂政職を置き、その長は副王ラ・セルナが務めることとし、必要な場合には、サン・マルティン自身がスペイン王家出身の王の即位を要請することを提案した。この提案はリマにおいてはかなりの支持者を獲得したものの、自らの権力の消長が軍の意向如何に関わっていたラ・セルナはこれを軍幹部に諮ったところ、軍幹部等はそれに抗うまでもなく、スペイン国王の承認が必要であると考えていた。しかしサン・マルティンは、あらかじめ独立を承認した上でのラ・セルナの受諾を望んでいたことから、この交渉も決裂した。こうしたサン・マルティンの立ち振る舞いは、のちの歴史家によって、「スペイン人による独立の達成」を望むものであった、と評されることになる<sup>(13)</sup>。

副王およびスペイン人との「和解」によってペルーの独立をもくろんだサン・マルティンは、スペイン側との交

渉が失敗に終わるや、一八二一年に発した決定 *Decreto* の中で、一〇年間の経験と状況の深刻さゆえに、独立が確たるものにならないうちに、国民意思の表現によって南アメリカを統治することの害悪を知ることができた旨述べたという。<sup>(17)</sup>

一八二二年一〇月八日の「暫定規約 *Estatuto Provisorio*」によつて「国家評議会 *Consejo del Estado*」が設置されると（第一章第一節）、サン・マルティンはペルー統治のための王を探すことを目的とした「ガルシア・デル・リオ・イ・パロイシエン *García del Río y Paroissien* 使節団」をヨーロッパへ派遣し、サクス・コバーク (*Saxe Coburgo*) 家の王子、ベルギー王、カトリックという条件の下でのイギリス王朝の血を引く候補、ブリュンスウィック (*Brunswick*) 家と、オーストリア、ロシア、フランス、そして最後にスペインと折衝することを予定していた。<sup>(18)</sup>

ここに見え隠れするサン・マルティンの国家構想については、次のような指摘がある——「ブレイドン (*Juan Martín de PURREYDÓN*)、ロンドー (*José RONDEAU*)、ベルグラノー (*Manuel BELGRANO*) を想起させるラ・プラタ地方の君主主義に着想をえたサン・マルティンの君主主義は、ブンチャウカの失敗のうちに展開してきたものである。もはやラ・セルナおよびスペイン人との和解にもとづくのではなく、貴族に従い、またこれとの繋がりの中でヨーロッパに直接談判することに依拠していた」。<sup>(19)</sup> ガルシア・デル・リオ・イ・パロイシエン使節団は、これを現実化したものであった。

注

(1) 一八一〇年九月にカデイスにおいて開設され、近代スペインにおける最初の憲法制定議会 (*Córtes Generales y Extraordinarias de la Nación española*) であり、これが、スペインで最初の成文憲法である「スペイン君主政体憲法 *Constitución política de Mo-*

narquía de España) (通称「カデイス憲法」) を制定した(もともと、形式的には、一八〇八年にナポレオンがスペインへ侵入した際に、スペイン王国をみずからの意のままに組織しようとして制定したバイヨンヌ憲法 *Estatuto de Bayona* が最初であるといわれている)。この憲法制定議会の全議員の約二〇%が現在の「ラテンアメリカ」諸国の代表として参加しており(ただし、カデイス在住の「ラテンアメリカ」出身者)、ヌエバ・エスパーニャ(現在のメキシコ)がその三分の二を占めたとされるのに対し、ペルーの代表は八名であった(これは、Domingo GARCÍA BELAÚNDE con la colaboración de Walter GUTIÉRREZ CAMACHO, *Las Constituciones del Perú (Edición oficial)*, Ministerio de Justicia, 1993, p.21-69)に掲載されている憲法制定議会議員名の中におけるペルー代表者の数である。また、この時期のペルー副王領における王制については、さしあたり、参照「John R. FISHER, "The Royalist Regime in the Viceroyalty of Peru, 1820-1824", in *Latin American Studies*, Cambridge University Press, 2000, pp.55-84.」。この憲法はフランスの一七九一年憲法を範にしており、当時においてはきわめて自由主義的な性格をもつ憲法であったと評されている。以上の点については、同憲法を真正面から論じた日本でも貴重な論文としてまず、北原仁「スペインの一八二二年憲法(カデイス憲法)とその意義」駿河台大学法学会編『駿河台法学』第四巻第二号(通巻第六号)、一九一九年、三七〜九四頁が参照されるべきである。併せて、山田信彦『スペイン法の歴史』(彩流社、一九九二年)、二二二頁以下も参照されたい。

一八二三年憲法およびその制定にあたった一八二二年憲法制定議会の議員について、一八二二年スペイン憲法、一七九一年および一七九三年フランス憲法の影響の大きさを、一九一六年当時繰り返し指摘した二〇世紀初頭の憲法学を代表し、一九三三年憲法草案起草委員会委員長も務めたペルー憲法学の碩学ピリヤラン(Manuel VICENTE VILLARÁN、一八七三〜一九五八年)の見解を共有する本稿の問題関心にそっていえば、一八二二年カデイス憲法はペルーの「独立」以前の「ペルー副王領」においても有効とされていたものであり(ペルーの「独立」以前の諸法から一九七九年憲法までの条文集である Domingo GARCÍA BELAÚNDE con la colaboración de Walter GUTIÉRREZ CAMACHO, op. cit. において、最初に掲載されているのが、このカデイス憲法である)、独立を境目とする国家構造の「連続性」と「断絶性」の連関を捉えようとする見地にとつて重要な意味をもつ。ピリヤ



ランの見解に「こゝは、参照 Manuel VICENTE VILLARÁN, "Reseña Histórica de las Constituciones del Perú (Lima, octubre 5 de 1916)", en *Lecciones de Derecho Constitucional, revisión, prólogo y notas de Domingo GARCÍA BELAUNDE*, Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1998, pp.483 y siguientes.

(2) 参照、前掲注<sup>(1)</sup>。

(3) これらが *realista* と総称される王党派であり、これに対してスペインからの独立を志向する勢力を「独立派 *patriota*」と呼んだ (*patriota* は正確には「愛国者」の意であり、これは、アメリカの独立戦争時に、反独立の王党派をロイヤリスト、独立を志向する愛国派をパトリオットと称した事実を彷彿させる。しかしここでは、独立を機軸として二つの勢力を対置させることが重要だと考え、あえて「独立派」と訳すことにする。)。(既に触れたように、サン・マルティンと王党派の会談の決裂によつて王党派は勢力を失い、次の対立は独立派内の「立憲君主派 *monarquista*」と「共和派 *republicano*」の間で繰り広げられるものとなるように、広い意味での君主主義は、「二段階において生き残った点に注意が必要である。実際、一八二三年憲法における「共和国大統領」規定導入においても、憲法制定議会とリバーアグエロ初代大統領との間の確執から、後者が君主主義への傾倒を示すことになる出来事も (Jorge BASADRE, op. cit. (1929), pp.83 y siguientes) )、ペルーの国家形態としての「共和制」の採用後も、実態における君主制へのセントラルの強さを物語るものだと「言えるだろう」。

(4) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p.3.

(5) 一四九二年のロコンプスによる「新大陸発見」以降、16世紀にスペインによる本格的な植民地支配が展開される中、一五四三年ペルーに副王 *virey* が置かれ、以後一八二二年の独立まで約三世紀にわたり、ペルーはこの副王の支配する副王領 *vireinato* となり、現在のペルーは、この植民地時代に人為的に確定された領土を基礎にしている。

(6) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p.1.

(7) Enrique BERNALDES BALLESTEROS, "La reelección presidencial y la responsabilidad del Parlamento", en OTÁROLA PEÑARANDA,

Alberto (Coordinador), *Reelección presidencial y derecho de referéndum*, Foro Democrático y Fundación Hanns Seidel, Lima, 1997, p.95.

- (8) *Ibid.*
- (9) Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p. 66.
- (10) スペインのアラコンの出身(一七六〇―一八三〇)で、一八〇五年、リマの王党軍砲兵隊再編のためにペルーへ送られ、一八一五年一月一四日、スペイン国王フェルナンド7世によって、前副王アバスカル(一七四三―一八二一年、ペルーの第三八代副王)が自らの退位の際に行った提案に従って、第三九代ペルー副王に任ぜられる。
- (11) Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p. 66.
- (12) これに響き合ったのは、ウナヌエ(Hipólito UNANUE)、『フイゲロン(Justo FIGUEROA)』、『ビスタ・フロリダ伯爵(Conde de VISTA FLORIDA)』など、ペルー独立のために奔走した主要人物たちであった。
- (13) なお(10)で述べる「歴史的会談」の日付については、Alberto TAURO, *Enciclopedia Ilustrada del Perú* 5, Peisa, Lima, 1987, p.1890 の説明によれば、同年六月二日となっている。
- (14) スペイン南部ヘレス・デ・ラ・フロンテーラ出身のスペイン人(一七七〇―一八三三年)であり、ペスエラが失脚した際の軍人によるアスナプキオAznapuquioの反乱を機に、独立解放軍の攻勢に抗すべく副王に任命される。
- (15) のちに憲法制定議会の議員ともなるウナヌエは、『ペルーのためにそれを考えていたのは自分だけではなかったのだ』との提案を称揚した。Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p.3.
- (16) Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.67 は、『サン・マルティンと南米解放の歴史』(一八八七―一八八八年)の著者であり、一八六二年から六年間アルゼンティン大統領を務めたミトレ(Bartolomé MITRE) 一八二二―一九〇六年)の言を引きつづ、このように評価する。
- (17) Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.68.

(18) *Acta del Consejo de Estado de 24 de diciembre de 1812*, en Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.68.

(19) Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.68 は、使節団がヨーロッパでは蔑視され、実際にこれらの王家とペルー王候補を打診したか否かに疑問を呈し、ペルーにおける政治状況が急展開する間に、使節団に付与されていた権限は失効したとする所説を引用す。  
29。

(20) *Ibid.*

### 第三節 国家形態論における立憲君主派と共和派の攻防

以上のように、サン・マルティンによってペルーにおける立憲君主制樹立のための既成事実がつくられていく中で、一八二二年一月一〇日、サン・マルティンの下で国務・外務大臣を務めたモンテアグード (Bernardo MONTEAGUDO) <sup>(1)</sup> の発案で、「政府の特別な保護の下」に「愛国者協会 Sociedad Patriótica <sup>(2)</sup> (以下、「協会」と略記)」が設立される。<sup>(3)</sup> 「協会」の任務は、本来、国家の基本法の範囲内で、いかなる市民の名譽も侵害してはならないという条件の下でのみ、政治、経済、もしくは学問的な問題であるうと、公共善に対して直接間接の影響を有するあらゆる問題についての議論を行うこととされていた。しかし実際には、「その真の目的は、ペルーにおける君主制の採用に向けられた計画が、引き起こしうる反応を測ることにあった<sup>(4)</sup>」と言われる。同年二月二日、「協会」での議論は、ペルーの秩序にとって最重要性をもつ三つの問題を明らかにすることが目的として規定された。それらは、第一に、領土、人口、習慣、ならびに市民意識の程度 *grado que ocupa en la escala de la civilización* に応じて、ペルー国家にもっとも適合的な統治の形態に関して、そして第二に、のちの事実によって明白となったように、リマにおけるペ

ルー独立革命を遅延させた原因について、最後に、戦争終結と平和構築のための公的秩序維持の必要性に関するものである。<sup>(5)</sup>そして、立憲君主派と共和派は、以下のような議論を展開したのである。

## (一) 立憲君主派の論拠

一八三二年三月一日、「協会」で立憲君主制擁護の論陣を張ったのはモレノ (Jose Ignacio MORENO)<sup>(6)</sup>であった。立憲君主派の主張は彼の演説に象徴的に示されている。

彼はまず、モンテスキューに依拠しつつ、政治的権力の拡散 *diffusion del poder político* は人民の教養と市民意識 *instrucción y civilización* に直接関係するものであり、また領土の大きさとは反比例の関係にある *en razón de la grandeza del territorio* として、次のように立論する。<sup>(7)</sup>第一の点に関し、ペルーの民衆は、賢人の知性に輔佐され、国民議会 *Consejo nacional* によって制定される基本法の支配の下で抑制されているようなひとりの者の手に身をゆだねないのであれば、ペルーにおける教養と市民意識の欠如は、多くの者の無知ゆえに否定されていることになる。つまり民衆は、自らの権利を自らの手でよく知り、それを測り、常に同一の目的へと進みうるような状態にはないということである。ペルーの民衆に見られる各要素の異種混雑性、その様々な階層といったものは、不一致の呼び水 *coque para la discordia* となっており、加えて、ペルーにおいては君主制以外の統治が存在したことはなく、しかもそれはスペイン人の到着以前からのことである。<sup>(8)</sup>第二の点につき、モレノは、再度モンテスキューを引きつつ、次のように述べる。民主主義は歴史的に小規模の領土をもつ国々において誕生したのであり、ローマは征服によって自らの領土を拡大した際にそれを克服したとして、領土拡大によって王権の過度の活動が軽減されるのであれば、反対に、民主主義の中で市民の権利は無効とされ、結果として権力を強化することになるのである。最後にモレノは、「イリ

アス』において、オデユッセウスがトロイの扉の前でギリシア人に対して述べる一文——「多くの者が支配するの  
はよろしくない。ひとりの者のみが支配する、つまりひとりの王が存在すべきである」——結論として述べた。

ペルーの国家をひとりの者の手にあずけようとする君主制を擁護するモレノの主張は、その根拠を、ペルーの  
人々の「教養」や「市民意識」の欠如といった主観的なものに求める限りにおいて、客観的な説得力に欠けるも  
のと言わなければならない。しかしそうしたペルー人民の「異種混濁性」という社会の実体、に注意を喚起し、それ  
を先スペイン期からの「君主制の伝統」と結びつけつつも、君主といえども法の下にあるとする立憲君主制を主張  
したところに、後に見る共和派の主張に見られるような理想主義とは異なる、現実主義的性格を指摘できるのであ  
る。バサドレの言をかりれば、こうした議論からは、「概して、共和制に与する言説が哲学および法と結びつく傾向  
にあったのに対して、君主制支持のそれは社会学的認識に依拠する傾向があった」ことが窺えるのである。

## (二) 共和派の理念

これに対して共和派は、四日後の一八二二年三月五日に反論することになっており、「共和主義者等の不安は高  
まるばかりで」、彼等は第二回会議開始前の休会中に、モレノの演説にどのように対抗するのかの戦略について合  
意していた<sup>(13)</sup>。それは、反論の演説を行うことになっていたベレス・デ・トゥデラとルナ・ピサロに先立ち、マリ  
アテギが「協会」秘書官として、「サヤン村の隠遁者 Solitario de Sayán」のペンネームで署名された、サンチェス・  
カリオンの手による一八二二年三月一日付の一通の「協会」宛書簡を読み上げることであった。

これらの内容が自らの立論へのはっきりした否定であり、力強い理論的説得力をもっていることをさとったモン  
テアグードは、匿名の書簡は事前に検討されたものでなければならぬことを理由に、マリアテギの音読を中止し

た。こうして、まず共和派の先陣を切っていたサンチェス・カリオンの見解によって、モレノの君主制構想を制しようとする共和主義者の戦略は頓挫したのであった。

そこで、最初に発言したのはペレス・デ・トゥデラ (Manuel PÉREZ DE TUDELA) である。<sup>(67)</sup> 彼はモレノ演説への反論以上に、慎重に共和政体を擁護し、そのペルーへの適用可能性を説いた。「トゥデラの民主的精神においては、インディオ(先住民)もアフリカ人(奴隸)も、自ら擁護する能力を有していた自由を立派に行使しえた」(カッコ内は筆者注)のである。そして彼は、「ペルーにおいては、肌の色に様々な混濁性が見られるとしても、希望と想いにおいてはそうではない。魂はあらゆる人々において同じなのである」と述べ、つまるところ、スペインに対抗する南アメリカの団結によって、その瞬間が到来した時に共同体 *cuero común* を形成するためには、それぞれが同じ法律によって統治されていなければならないことを根拠として、他のラテンアメリカ諸国と同様の形態である共和制を採用すべきであるとして、これを擁護した。<sup>(68)</sup>

次に発言が予定されていたのはルナ・ピサーロであったが、講堂がある種の混乱状況にある中、彼は自らの発言の機会を要求せず、沈黙のままとどまっていたという。<sup>(69)</sup> そして、あたかもモンテアグードによって用意された「マキャベリの根回し *maquiavelica obra de zapa*」が勝利を収めようとしていたその瞬間、沈黙を破ったのはアルセ (Mariano José de ARCE) であった。<sup>(70)</sup>

彼の発言は冒頭から、モレノによって示された君主制の国家構想に対する辛辣な批判的口調で貫かれていた。彼は、モレノの発言を聞き、フランスの専制君主を擁護したことで知られるボシユエ (Jacques-Bénigne BOSSUET) の言葉を聞いているような印象をもち、それはルイ一四世の時代においてのみ有効であると前置きをしたうえで、モンテスキューによって示された統治形態を検討し、代表制 *sistema representativo* を擁護する。アルセは、現在の政治

学が権力の分立を要請し、憲法制定議会に結集した国民の代表のみが国民の統治権 *gobierno de la nación* を行使することができるとされる時に、ひとりの人間に権力を委任すべきであるなどは時代錯誤であるとし、モレノの主張を、モンテスキューの主張——ひとつの共和政は小さな領土においてのみ維持可能であり、より大きな領土は君主制の下でのみ統治可能である——と同一であると言わない限り理解することが困難であるとし、モンテスキューの主張は、もつとも小さな領土からもつとも大きい領土まで適用可能な代表制が発見されて以降誤りであると考えられている、と指摘した。そしてアルセは、モレノの立論は説得力にかけるが、それは、アルセが繰り返した、フェルナンド（七世——筆者注）の王権を支持するために行われた議論と同一であることによるのかもしれないと結論づけた。

当時のペルーにおける「人種構成」に触れ、そこから「共和制」への希望を見出したベレス・デ・トゥデラの議論からは、ペルー社会の構成要素の複合的または混淆的実体が認識されていることがわかる。それは何よりも、ペルー「独立」の主導者のほとんどが白人貴族に属していた事実から、その下に属する諸階層をも取り込んだ理念として「共和制」の構築を謳う必要性があったからであろう。ここで振りかざされる「共和制」という概念そのものにつきまとうイデオロギー性は、それ自体批判的に分析されなければならないが、ともかくも、そうした全体的視野が念頭に置かれていたことは留意しておくべきであろう。これに対し、アルセの立論において最大の眼目が置かれたのは、徹頭徹尾モレノの君主制構想の打破であり、だからこそモレノの主張に見られた植民地時代からの「君主制」の要素を厳しく批判したのであった。そうであるだけに、アルセは演説の冒頭から、「論争において最終的な勝利を決する最初の言葉を発するそうした幸運をもつことになった」と言われるのである。<sup>24)</sup>

## 注

(1) この事実からもわかるように、モンテアグード(一七九〇〜一八二五年)は立憲君主派の主たる論客のひとりである。彼は一八二二年、プエノス・アイレスで「殉教者または自由人」紙の発行当時、自らの高揚した自由主義を説いていたが、一八二〇年の「革命の監視官」紙の発行に至り、「人民に完全な自由を与えることは危険であり、国内の平和に与する良き裁判と権利保障にのみ向かうべきである」と述べ、以前の自由主義から「変節」したとされる(Cf. Alberto TAVRO, op. cit. (4), p.1364)。なお Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.69, nota 20 によれば、以下本文で述べるモレノの所論は、「協会」の機関誌 *El Sol del Perù* (一八二二年三月一四日から六月二七日まで)に公表された。その他、のちに触れるベレス・デ・トゥテラ、君主制支持のカベロ (Jose CAYERO) の意見の冒頭部分、独立が遅れた原因について述べたモラーレス (Jose MORALES) およびタフル (Miguel TAFUR) の演説、公的秩序に関するサン・ドナス子爵の演説、祖国の理念に関するバレーデスの演説が掲載された (Ibid.)。

ところで、一説には、モンテアグードによつてサン・マルティンを王(「王ホセ」「Rey Jose»)に据える計画があり、そのため署名集めが行われていたことから、サン・マルティン反対派の指導者の一人で、初代「ペルー共和国大統領」になるリバーアグエロは、それらの者たちを弾圧したという(Cf. Jorge BASADRE, op. cit. (1929), pp.80-81)。これに対しては、モレノ自身の署名がなされた書簡において、サン・マルティンは君主になろうとしなかったとする記述があるが、リバーアグエロは「国家評議会」議事録の秘密文書の中に、モンテアグードによつてこの提案がなされていることを確認しているのだという(Cf. Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.81, nota 28)。筆者には、これらの事実の真偽を判断するに足る十分な資料はないが、モレノが、サン・マルティンに王位に就く意志がないことを確認したと、モンテアグードの「王ホセ」の提案は両立しうるものであると思われる。加えて、サン・マルティンが「ガルシア・デル・リオ・イ・パロインエン使節団」をヨーロッパへ派遣していた事実、憲法制定議会がサン・マルティンを「解任」後、サン・マルティン自身が議会宛に送った回答書簡の中で、立法権・行政権を掌握した自らの存在と憲法制定議会にその行使が存するとされたペルーの主権との非両立性への言及、また「元帥」としての権力行



使を辞退した事実から推せば、少なくとも、ペルーにおける「立憲君主」の必要性は認めていたとしても、サン・マルティン自身が王位へ就く意志はなかったと言えるように思われる。

(2) これは本来、もともと著名な識者を結集した「サロンの機関 establecimiento literario」としての性格を有するものとされたが、「協会」の書記官 *secretario* を務めたマリアテギ (Francisco Xavier MARÍA TBGU) によれば、「構成員の大部分は文学について理解できない者たちであり、最初に任命された伯爵爵、侯爵、將軍、経済人、僅かにラテン語を解した聖職者等は文学者ではなかった」と述べる。Alberto TAURO, *Enciclopedia Ilustrada del Perú* 6, Peisa, Lima, p.1992.

(3) 同年一月二〇日、主都リマにあるサン・マルコス大学の講堂に任命された四〇名のメンバーが一堂に会し、議長、副議長、会計、事務局長などの役職の選出が行われ、二月一二日に正式に開会した。

(4) Alberto TAURO, op. cit. (6), pp.1992-1993.

(5) Alberto TAURO, op. cit. (6), p.1993; Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.69.

(6) 一七六四年グアヤキル（現在のエクアドル）に生まれた聖職者であり、一八二〇年よりサン・マルコス大学で法学教授として教鞭をとっている中で、「協会」のメンバーに任命された。

(7) 以下、モレノの主張につき、参照：Jorge BASADRE, op. cit. (1929), pp.69-70.

(8) スペイン人による支配以前のインカ帝国においては、王を頂点とする支配体系が確立されていたことは周知のことからである。この点は、「王冠なき君主」の異名をもつ「共和国大統領」に最大の関心を置く本稿にとっても、きわめて興味深い論点である。それゆえ、あらかじめ述べておいたように、本稿は「近代主権国家」としての「ペルー共和国」を起点に据え、スペイン植民地期をも貫く先スペイン期のインカ文明にまで遡った統治のありようを探る作業は必要不可欠なものとなるが、現時点でこの作業は、他日を期すほかない。さしあたりインカ帝国についての優れた邦語文献として、柴田秀藤『インカ帝国の虚像と実像』（講談社、一九九八年）をあげておく。

(9) ホメロス『イリアス(上)』(岩波文庫、一九九二年)、五二頁に「わがアカイア軍にあつては、みなが殿様面をしているわけにはゆかぬ、統率者の多いのは、碌なことにならぬ、統率者は一人でよい。奸知に長けたクロノスの御子(ゼウス)が民を統べよと笏と王権とを授け給うた王がひとりあればよいのだ。」(第二巻第二〇四行、傍点は引用者)とある。

(10) この点に関しバサドレは、「実際、人民の意識は長年の隷属状態の産物である。市民意識の程度はその指標を、民衆の無知および教養のある少数派の欠如さらには限界に置いていたのである。ある民主主義の中においては、あらゆる市民が潜在的な官吏となる。そして同時に、それゆえに、不可欠な知識をもつことが要求されるのである」と述べる。Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.79.

(11) Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.76.

(12) Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.70.

(13) Ibid.また同箇所は、「壇上の外から議論を実際に関こうと集まった傍聴人の数の多さに、期待はいっそう高まっていた」と、この日の「協会」での雰囲気伝える。

(14) サンチェス・カリオンは、一八二二年八月一七日付のもう一通の書簡を作成しており、一八二二年九月六日付『エル・コレーオ・メルカンティル El Correo Mercantil』紙第六四号に掲載された(Cf. Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.76)。<sup>15)</sup>そこではペルーにおける連邦制の可能性についての彼自身の見解がまとめられている。これらの二通の書簡は、その弁証法的思考、象徴的行為としてのその意義、サンチェス・カリオン自身の人格からして、ペルー公法学の幕開けを告げるものであったという(Ibid.)。

(15) この書簡は「君主制という——筆者注)体制の精神そのものの観点から」、次のように、ペルーにおける君主制の非適合性を述べていた——「ヘンリーやウィリアムといった王たちからの攻撃に対して、マグナ・カルタを擁護するためのテムズ川湖畔での流血、スチュアート家の再興という執拗な努力によってもたらされた残忍行為が如何に人々を震撼させたか、ピリヤラール(筆者注——スペインのマドリッド北西にあるバリヤドリッドに位置する地)の一生から自由になれなかったカス

ティリーヤの市民蜂起した者たちの不幸を目の当たりにして、どれほどの怒りが込み上げたか、そして現在の世代がフランスの血なまぐさい光景への賞賛をやめないことのいずれも、想像の及ぶところではない。目を覚まそうではないか。王たちを罰するものなど何もない。まして何を以ってしても、彼等が他の人々と同じような人間であることを彼等に説き伏せることもできないのである」。この書簡は、ペルーの統治はペルー社会と同一のものでなければならず、憲法は自由、安全、財産といった時効によって消滅することのない放棄し得ない諸権利の保存に呼応したものでなければならぬとして、ペルー人の気質について次のように述べる。「ペルー人の軟弱な性格はよく知られているところであり、…（中略）…我々の力が弱体化し、我々は植民地支配体系 *sistema colonial* に慣れきっている。我々は一体何者なのか？ 私はこう言うだろう。『我々は、決して市民になることのない優秀な臣民に違いない。我々には好んで奴隷のようになりたいという願望 *aspiraciones serviles* があり、我々の最大の喜びは国王陛下がその本物の手を差し伸べてくれることにあるのだ』と。』そして、「ペルーにおける王位はともすると、アジア以上に専制君主制のものになるだろう」と書簡は続け、「ペルーの独立が宣言されるにあたり考えられていたこと、今でも考えられていることは、この僅かな数の人々が百倍に増え、こうした慣習が断ち切れ、この夢が最高潮に達することである」として、「もし問題が（君主制に）有利に解決されたのであれば、それは我々の悪習 *nuestros males* が継続することが決定されたことになるのである」と述べていたのであった。サンチェス・カリオンのこうした見方について、バサドレは次のように厳しく評している——「しかし彼の樂觀主義はその理念にあったのであり、現実の中に存在していたわけではない。彼は、ペルーとは何ぞやといったことについての最良の概念をもっていなかったからこそ、君主制を攻撃するのである」。以上の点については、参照 *Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.77, なお、この書簡は、『エル・コレオ・メルカントイル El Correo Mercantil』紙第一七号および共和派の機関紙『ラ・アベジャ・レプブリカーナ La Abeja Republicana』紙第四号に掲載された (Ibid.)。*

(16) ペレス・デ・トゥデラ（一七七四—一八六三年）は司法官出身であり、ペルー独立期に活躍した人物のひとりである。一八二一年八月四日、サン・マルティンの保護政府の下で最高裁判所の検察官を務め、のちに触れる一八二二年の憲法制定議会では

ペルー南部のアレキープ選出の議員となり、同年二月一七日に制定される「ペルー共和国政体基礎法」の起草委員会のメンバーとなる。

(17) 以下、ベレス・デ・トゥデラの主張については、参照 Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.71.

(18) このベレス・デ・トゥデラの主張は、会場にいた傍聴者にかんがりの喜びで受け止められ、拍手が鳴り止まなかったという (Ibid.)。

(19) マリアテギによれば、これは、この瞬間ルナ・ピサローに「求められていた沈黙 un silencio que (...) "se le había exigido"」であったという (Ibid.)。

(20) Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.71.

(21) アルセ(一七八二―一八五二年)は聖職者であり、一八二三年の憲法制定議会では、アレキープ選出の議員を務めた。のちに触れる「ペルー最高統治評議会」を憲法制定議会に従属するかたちで設置することを提案した人物である。

(22) 以下、アルセの主張については、Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.71.

(23) モンテスキュー(野田良之他訳)『法の精神』(岩波文庫、一九八九年)。特に、第一部第八編第一六章および一七章。

(24) Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.71

#### 第四節 立憲君主派の追放

「協会」における論争では、通常、共和派の「勝利」に終わったかのように言われる。<sup>(1)</sup> 以上の論争は、独立後のペルーの国家形態をめぐるものである以上、その最終的な決着の場は憲法制定の場面であり、後に見るよう

に、事実、そのために共和派は、憲法制定のための準備を急いだふしがある。<sup>(2)</sup> いずれにせよこの時点で確認できるのは、「協会」での論争が多く、聴衆の支持を得たことによる論争上の勝利といえるものに過ぎない。「協会」自身はその二番目の議題として、独立戦争終結が遅れたことの理由の解明をあげているように、「協会」の外では、独立解放軍が独立戦争に容易に勝利できない国家形態の選択以前の状況が続いていたことから窺える。当時ペルーの統治が、サン・マルティンを中心とした立憲君主派によって行われていた中で、一八二二年七月三〇日に起きたモンテアグードの国外追放事件は、立憲君主派にとっては、大打撃となったことは想像に難くない。

当時、中央銀行の設立、刑務所改革、教育機関の充実化、裁判諸規定の整備など、ペルー国家のインフラ整備に尽力していたモンテアグードであったが、同時に彼は、リマのスペイン人の追放、財産没収、急進化した独立派の射殺なども実施していた。それゆえモンテアグードに対する嫌悪感、サン・マルティンへの不満と結合し、それがまた、主要な国家官吏職が外国人で占められていたことを良しとしない、形成されつつあったある種のナショナリズムと結びついていた。これらが重なり、サン・マルティンがボリーバル（Simón Bolívar）<sup>(3)</sup> とグアヤキル（現在のエクアドル）で会談<sup>(4)</sup> するためにリマを離れた八日後の一八二二年七月二五日、既にモンテアグードの政敵となっていたリマ県の長リバーアグエロ（José Mariano de la Riva-Agüero y Sánchez Boquete）<sup>(5)</sup> は暴動を引き起こした。そこでは、モンテアグードが意のままの支配を行うために憲法制定議会議員候補者を国外追放するとの噂が流れたことから、民衆は結集し、モンテアグードの解任を要求する請願書を提出した。すぐさまサン・マルティンの代理であったトレ・タグレ伯爵（Marqués de Torre Tagle）<sup>(6)</sup> が駆けつけ、彼は公開市参事会 *cabildo abierto* <sup>(7)</sup> において、モンテアグードの国外追放を要求した。そして同年七月三〇日、政府は秘密裏にモンテアグードをグアヤキルに追放し、これに伴い「協会」も閉鎖された。

こうしてモンテアグードの犠牲となっていたリマの主要な貴族とスペイン系ペルー人(クリオーリオ)は彼から離れ、彼を失脚させるのであるが、同時に彼等は、「急進的思想 Ideología avanzada」に対抗する貴重な擁護者を失うことになった<sup>(8)</sup>のであった。モンテアグードの解任はまさに、共和派の「最初の勝利」<sup>(9)</sup>を意味しうるものなのであった。そしてこのことが、のちに開設される憲法制定議会<sup>(10)</sup>における「共和制」の採用を大きく決定づけることになる。しかしながらここで、勝利した共和派についてバサドレが述べていることに注意を喚起しておきたい——「共和国初期の頃、政治について書かれたものは、概して、厳格に文学的なものと言っていいような価値以上に、形式的ですらある価値を持つものであった」として、「自由な祖国という感情が激しく昂揚したのは、国歌の無味乾燥な歌詞でも当時の状況のたたえ歌の中にもなかった……(中略)……そうではなくて、共和国を作りあげた者たちの情熱や理念の輝きの堰を切ったような勢いがあらわされた transfiguradas aun por el jadedar de las pasiones y el fulgor de las ideas de los hombres que forjaron la República」[サヤン村の隠遁者]の書簡や『ラ・アベッハ・レプブリカーナ』紙の黄色を帯びた紙の中なのであった<sup>(11)</sup>。

ここには、ペルーの「独立」と「共和制」の選択の主体の実態が直裁に描かれていると見てよい。つまり、「現実離れ」した共和派の理想である。このことが実は、「君主の否定」の上に成り立っていたはずの「共和制」選択の下で、君主と同じ「独任的」性格をもつ「大統領」の導入に至らせる要因とも密接に関わるのである。

## 注

- (1) Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.71. 同書におけるバサドレの叙述は、このような含みで書かれていると言つてよい。
- (2) 第三章第一節で述べる一八二二年ペルー共和国政体基礎法の制定がそれである。

- (3) ペルーの「解放者」[Liberador]の称号をもつベネズエラ出身の軍人(一七八三―一八〇三年)で、サン・マルティンと並ぶ、ラテンアメリカ独立解放の英雄である。一八二二年の憲法制定議会によるサン・マルティンの解任後、同議会によって選出された初代「共和国大統領」リバーアグエロと同議会の間の確執はポリールによる独裁に頼ることになり、一八二三年憲法で議会による選出とされた「共和国大統領」を「終身大統領」(すなわちポリール)とする一八二六年憲法(通称「ポリール憲法」)の制定を招くことになる。サン・マルティンと同様、ポリールも、「共和国大統領」の規範的・実態的形態に大きな影響を与えた人物である。
- (4) サン・マルティンが南米をアルゼンティン、チリ、ペルーと南から解放してきたのに対し、ポリールはベネズエラ、コロンビア、そしてエクアドルと北からそれを行った。グアヤキルでの両雄の会談は、王党派の最後の牙城とされたアルト・ペルー(現在のポリビア)の征服に兵力が不足していたため、サン・マルティンがポリールに支援を求めて実現したものである。ここでポリールから期待した援助が得られないことを知ったサン・マルティンは、その後の独立戦争の指揮をポリールに譲ることになる。
- (5) リバーアグエロ(一七八三―一八五八年)は、サン・マルティンの保護政府 Gobierno Provisorio の下でリマ県知事に任命されるが、モンテアグード追放の暴動を誘発したことが原因で、サン・マルティンの信頼を失うことになる。一八二三年一月二六日、軍によって国会が占拠されていた中で、初代「共和国大統領」に選出される。
- (6) 本名はホセ・ベルナルド・デ・ダグレ・イ・ポルトカレロ José Bernardo DETAGLE Y PORTOCARRERO (一七七九―一八二五年)であり、ペルー北部のトゥルヒーリョ Turillo で独立を宣言し、それを称えられ、一八二二年一月一五日、「トゥルヒーリョ伯爵」の称号を付与される。サン・マルティンがグアヤキルでポリールと会談していた際、サン・マルティンの最高代理 supremo delegado として行政権を担当する。一八二三年一月一八日、ペルー共和国の第二代大統領となる。
- (7) 市参事会 cabildo は征服完了後設立された機関で、都市行政および経済活動の調整を主たる任務とした。ここでは司法を担当

するアルカルデ・オルダイナリオ、行政を担当するレヒドール、警吏長、度量衡検査官、公共財産監視官、科料徴収官などの専門的官吏から成っていた。公開市参事会は征服時代によく開かれ、一八世紀末から一九世紀の初頭には独立運動を支え、統治者に対する民意を示すためにしばしば開催された。

(8) Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.74.

(9) Ibid.

(10) モンテアグード追放から約四ヵ月後の一八二二年二月六日、憲法制定議会は、モンテアグードを國家の敵として永久の国外追放に処し、彼がペルー領土に入った場合に法律の保障が剥奪されること、併せて彼を許す機関または個人に対する幫助の罪を規定した。(Cf: Decreto del 6 de Diciembre de 1822 del Congreso Constituyente, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, *Colección Documental de la Independencia del Perú Tomo XV Primer Congreso Constituyente Volumen 3*, Lima, 1973, pp. 98-99.)°

(11) Jorge BASADRE, op. cit. (1929), p.76.